

相続預金預入専用定期預金  
きずな

No.1

平成26年 9月 1日現在

1. 商品名(愛称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由金利型定期預金 M型 [単利型] (きずな) 〔1年もの 個人〕 〔 預入金額300万円未満 スーパー定期 預入金額300万円以上 スーパー定期300 〕</li> <li>自由金利型定期預金 大口定期預金 (きずな) 〔1年もの 個人〕 〔 預入金額1,000万円以上 大口定期預金 〕</li> </ul>
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続により取得した資金を原資として、相続手続き完了後2年以内(当庫以外の金融機関分を含む)にお預け頂ける個人</li> </ul>
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>定型方式のスーパー定期・スーパー定期300、大口定期預金</li> <li>1年...証書式、通帳式、総合口座</li> <li>自動継続(元金継続、元利金継続)のみのお取扱い</li> </ul>
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額  (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括預入</li> <li>自由金利型定期預金 M型 1口100万円以上950万円以下(1先当たりの限度額はなし) 950万円超お預け入れする場合は複数口のお預け入れとなります。</li> <li>自由金利型定期預金 大口定期預金 1口1,000万円以上(1先当たりの限度額はなし)</li> <li>1円単位 なお、預入は1店舗に限らせていただきます。</li> </ul>
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後に一括して払戻します。</li> </ul>
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払方法(頻度)  (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定金利</li> <li>預入日から初回満期日までの1年間のみ、預入時の「店頭表示のスーパー定期預金またはスーパー定期預金300または大口定期預金の金利に年0.30%を上乗せした金利」を満期日まで適用します。自動継続後の金利は継続日におけるスーパー定期預金またはスーパー定期預金300または大口定期預金(1年もの)の店頭表示の金利となります。</li> <li>満期日以後に一括して支払います。</li> <li>自由金利型定期預金 M型 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</li> <li>自由金利型定期預金 大口定期預金 付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算</li> </ul>
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります (ただし、マル優をご利用の場合は除きます) 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</li> </ul>
8. 手数料	<p>_____</p>
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)</li> <li>マル優の取扱いが出来ます</li> </ul>

平成26年 9月 1日現在

<p>10. 中途解約時の取扱い</p>	<p>〔自由金利型定期預金 M型〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、預入時の金利をもとに、別紙の表1の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。</li> </ul> <p>〔自由金利型定期預金 大口定期預金〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、預入時の金利をもとに、別紙の表1の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。</li> </ul>
<p>11. 金利情報の入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利は、窓口へご照会ください</li> </ul>
<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-971-951）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）若しくは関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停） 当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停） もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱いは1店舗に限ります。</li> <li>・「証書式」「通帳式」「総合口座」のお取扱いができます</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）</li> </ul>